

税

## 令和6年度定額減税補足給付金（調整給付）について

☎ 43-5213



市ホームページ

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、所得税と個人住民税所得割の定額減税が行われています。その際、定額減税しきれないと見込まれる人に対しては、この定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「定額減税補足給付金」が支給されます。

対象の人に案内をお送りしますので手続きをお願いします。

### 対象者

定額減税可能額が、当該納税義務者の「令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る人

### 手続き方法

#### ▷ 公金受取口座を登録済の人

8月上旬に「支給のお知らせ」をお送りします。口座変更等がなければ手続きは必要ありません。

#### ▷ 公金受取口座を登録していない人

8月上旬に「確認書」をお送りします。必要事項を記入し、口座及び本人確認書類の写しとともに返送してください。

なお、確認書はオンラインで提出することも可能です。確認書に記載の二次元コードを読み取ってください。

### お問合せについて

定額減税補足給付金コールセンターを開設しています。ご不明点等については、こちらへお問い合わせください。

#### ● 定額減税補足給付金コールセンター

☎ 0120-135-511

(9:00 ~ 17:00・土日祝日除く)

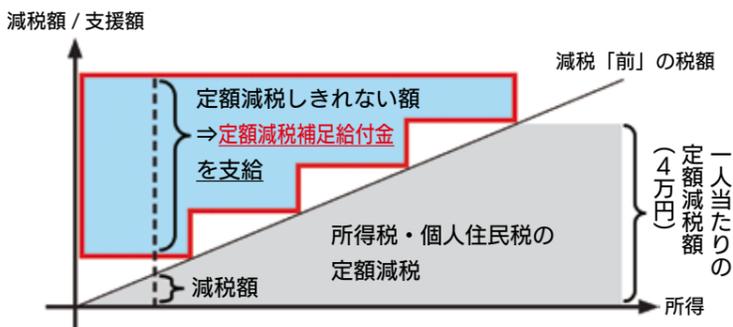
### ご注意ください!

定額減税補足給付金（「調整給付」）の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、南あわじ警察署（0799-42-0110）か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗る心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除してください。

### <定額減税と調整給付のイメージ>



### 支給額

#### ■ 所得税の控除不足額の算出方法

$$\begin{array}{l} \text{定額減税可能額} \\ (3\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数})) \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{令和6年分推計所得税額} \\ (\text{令和5年分所得税額}) \end{array} \quad \text{①控除不足額}$$

$$\boxed{\phantom{00000}} \text{円} - \boxed{\phantom{00000}} \text{円} = \boxed{\phantom{00000}} \text{円}$$

#### ■ 個人住民税所得割の控除不足額の算出方法

$$\begin{array}{l} \text{定額減税可能額} \\ (1\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数})) \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{令和6年度分} \\ \text{個人住民税所得割額} \end{array} \quad \text{②控除不足額}$$

$$\boxed{\phantom{00000}} \text{円} - \boxed{\phantom{00000}} \text{円} = \boxed{\phantom{00000}} \text{円}$$

#### ■ 給付金の算出方法

$$\begin{array}{l} \text{①所得税の控除不足額} \\ \boxed{\phantom{00000}} \text{円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{②個人住民税所得割} \\ \text{の控除不足額} \\ \boxed{\phantom{00000}} \text{円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{③控除不足額計} \\ \boxed{\phantom{00000}} \text{円} \end{array}$$

$$\downarrow$$

$$\text{給付金支給額} \\ (\text{上記③を1万円単位切上げ}) \quad \boxed{\phantom{00000}} \text{円}$$

※令和6年分所得税が判明した後、当初の給付額に不足があった場合には、令和7年度以降に追加で給付する予定です

# 市内で特殊詐欺被害が多発! ～被害に遭わないために対策をしましょう～

☎ 43-5203  
☎ 42-0110



南あわじ市内で特殊詐欺被害が多発しており、令和5年は5件約1,390万円、令和6年は6月末時点で5件約800万円の被害が発生しています。また、市役所や国民年金機構、電話会社などをかたる不審電話も相次いでいます。

高齢者が被害の約8割を占めており、犯人の手口の約6割は自宅の固定電話への電話です。自身だけでなく、離れて暮らす父母・祖父母の家でも対策をし、特殊詐欺被害を防止しましょう。

## ● 被害防止のための対策

### ① 国際電話の利用休止

国際電話番号は犯罪に悪用されやすいため、国際電話を利用しない場合は発信・着信を休止することで国際電話を利用した犯人の電話を防止できます。

休止は誰でも無償でできます。

#### ☎ 国際電話不取扱受付センター

☎ 0120-210-364

オペレーター案内

平日の午前9時～午後5時

自動音声案内

平日・土日祝日 24時間



### ② 着信前自動警告機能の活用

特殊詐欺の犯人は声を録音されることを嫌うため、「通話を録音します」等の警告メッセージを流す機能（着信前自動警告機能）が付いた固定電話機を使用することで、犯人が自発的に電話を切るよう促します。

自宅の固定電話機にこの機能が付いている場合は設定を行いましょう。



### ③ ATMからの振込限度額の引き下げ

還付金詐欺などでは、入金の手続きと騙されてATMで振込手続きをさせられます。万が一騙されたときに被害を最小限にするため、振込限度額の引き下げを検討しましょう。自身のATMからの振り込みの利用頻度・利用額を考え、各家庭で話し合いましょう。

振込限度額の引き下げの手続きは金融機関により異なります。利用する金融機関のホームページなどをご確認ください。



## ■ 特殊詐欺の主な手口

### ▶ 還付金詐欺

市役所や国民年金機構、税務署、社会保険事務所などをかたり、税金や医療費などの還付金があると偽りATMを操作させ、現金を振り込ませる。

### ▶ 架空料金請求詐欺

インターネットサイト利用料や電話料金などの未払いがあると偽り、電子マネーを購入させ番号を聞き出すなどの方法でお金を騙し取る。

### ▶ サポート詐欺

パソコンに偽のウイルス感染の警告画面を表示させ、復旧のための費用と偽りお金を騙し取る。

## ■ 新たな手口の詐欺に注意

定額減税補足給付金の給付に便乗した還付金詐欺、新紙幣発行に便乗し「古いお金が使えなくなる」と偽り交換と称しお金を騙し取る詐欺、投資で収益が得られるとお金を騙し取る投資詐欺など、新たな手口の詐欺も発生しています。

上記の対策を取るとともに、怪しいと思ったら家族や知人、警察に相談しましょう。

